

翻訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(6)

フランス近代法研究会

第四節

立法委員会^①(Le Comité de législation)が依拠した理由は、以上の通りである。憲法制定議会が、民事法律^②は婚姻を契約としてのみならず、と宣言した後においてさえも、離婚には抵抗があった。デモラー^③のような人達は、立法議会は(本立法法について)権限を有しない旨を、立法議会において論証しようと努めた。この議員は、一七九二年二月に、「離婚(法案)を議事日程にのせることが求められたのは許せないことである。我々が教会会議^④(concile)にいるのであるならば、驚きはしないであろう。しかし、幸運にも我々は国民議会にいたのである^①」と述べた。しかしながら、議会の過半数の者は、人の身分の世俗化と、ついでこの改革のあらゆる効果をためらわずに波及させることを望んだ。それ

故に、離婚は、原則として承認されなければならなかった。

離婚法律の制定は、重大な論争をひきおこした。立法委員会は、離婚を可能とする三種類の原因を提案した。一 法律により定められている場合 二 配偶者の一方の同意 三 配偶者の一方から申し立てられた性格の単なる不一致。セデ^②イエは、委員会草案の第三点を攻撃した。彼は、性格の単なる不一致を原因とする離婚が法律に定められることを欲しなかった。このことは、夫に対してよりもむしろ妻にとって不利な離婚をもたらすものである。何故ならば、女としての魅力の大部分を失った女性が第二の夫を見つけ出すことは、相当地に困難であるからである。こうなれば、法律が求める目的、つまり、妻の地位の改善とは反対の制度を実現することになってしまう。この場合の離婚が配偶者の一方によって請求で

きるとするならば、原告は、離婚を決定する理由を提示しなければならぬと、セディエおよびメールは述べ、また、「婚姻の存在をきまぐれや移り氣にゆだねてはならない法律が必要である」と提案している。⁽³⁾さらに彼らは、離婚の理由を検討するために一方的離婚に関する陪審制を提案した。

第二に、委員会は、草案で離婚に家族を関与させることにし、夫婦の家族裁判所への出席を求めることにした。これは醜聞を世間に広めることなく、また礼儀と夫婦に対する愛情によって、彼らを和解させようとするものであった。議員の何人かは委員会が重視した家族の関与に反対した。テュリオは家族裁判所をまったくみとめようとはせずまた陪審制も承認しなかった。彼は「離婚を請求する者には、その原因を述べ、また理由を説明する責任はない。つねに不愉快で、しばしば不名誉でもある議論に家族を強制的に関与させてはならない。子どもたちが両親に対して、まちがった考えを抱かないようにしなければならない。⁽⁴⁾」

第五節

これらの異議も立法委員会の勝利を妨げることはなかった。

議会は委員会の提案通りにこの法案を可決した。一七九二年九月二〇日のデクレは三種類の離婚原因を認めた。第一に、法定原因によるもので、それは七項目からなる。一、心神喪失、精神錯乱または凶暴。二、体刑または加辱刑の有罪判決。三、重罪、虐待または重大な侮辱。四、顕著な風紀紊乱。五、夫婦の一方による他方の遺棄。六、夫婦の一方の五年間の不在と音信不通。七、亡命。第二に、離婚を成立させる法定原因を公表することは不要であり、また醜聞ともなるので、革命家たちは、当事者双方の合意も、離婚原因として承認した。すべての契約は当事者双方の同意によって無効とされるのであるから、婚姻においても同様である。第三に、革命家たちは、最後に不幸な結合を解消させるきわめて容易な手段を夫婦にあたえ、夫婦の一方の横暴から他方を逃れさせるために、性格の不一致も、離婚原因の一つに付け加えた。

そこで、革命家たちは、いささか迅速さを欠く手続きを導入した。これは、離婚請求者たちが再考することができ、かつ、おそらく和解に導くことになるであろうから、離婚があまりに容易におこなわれないようにするものであった。性格の不一致のみを理由とする（夫婦の）一方の側の請求により、

親族、または友人による三度の會議が、(両者の)呼び出しの後の一ヶ月後、三ヶ月後、六ヶ月後持たなければならぬ。次いで、さらに六ヶ月の新たな期間が設けられ、その後離婚の言い渡しまでにさらに六ヶ月の期間が置かれた。(離婚に要する)期間は、全体で少なくとも一年はかかるようにされた。⁽⁶⁾

夫婦の双方ともが、離婚の申し立てをした場合には、遅滞なく離婚の言い渡しが必要ならぬ。(そうであれば)なぜ、(性格の不一致のみを理由とする)夫婦の自由を、より長期にわたって拘束するのか。結局、六人の親族、または友人から構成される家族會議の後、子どもがいなければ二ヶ月後に、子どもがいる場合は四ヶ月後に、身分吏は、離婚を言い渡すことができるようになった。⁽⁷⁾

結局、法で定められている原因による離婚請求の場合には(それは、七項目にのぼり、そのうちのいくつかは、非常に一般的、かつ包括的なものである)、試験の期間を置くいかなる根拠もない。夫婦仲裁人 *arbitre de famille* が、直接に和介に導くことができなない場合には、または、判決によってその理由が明らかにされている場合には、身分吏は、その原

因に立ち入ることなく、離婚を言い渡さなければならぬ。⁽⁸⁾

このようにして、(離婚に要する)期間は、その方式により、ある場合には一年、他の場合には二月、ついには一日さえも要しないというように、次第に短くなった。夫婦の一方がすぐに離婚したい場合には、その者は、恐らく、事情のよくわかった親戚で構成される家族裁判所において十分と判断され、かつ、あらゆる試験の期間をその者に免れさせるに足る、(離婚の)原因を見出すであろう。この道がその者に閉ざされ、かつ、相手方が離婚に同意しない場合でも、その者が、ほんの少し辛抱し、三度の家族會議につきあうことを承諾し、かつ、一年待ちさえすれば、とにかく、その目的は達成されることになる。実のところ、これは、その自由に、あまり高い代償を払うことではない。したがって、この離婚の過度な容易さにより、(離婚の)伝来が(家庭の)崩壊を増大させている、とくにパリのような大都市においては、婚姻は、その目的をとげていないのではなからうか。何故ならば、離婚がひきおこしている結果は、子供と配偶者の境遇を一変させているからである。

まず、夫婦の各々は、その自由を回復し、再婚することが

できるようになった。⁽⁹⁾ 妻は、女性の肉体的特性と女性の本来的機能の結果、一年後であれば新たに婚姻を締結することができる。夫も、同様に、法定原因による離婚の場合を除いて、新たに婚姻を締結することができる。平等を熱愛する一七九二年の立法者は、男性にも同一の期間を課した。その上、離婚配偶者は、それらの者の間であれ、姦通の相手方とでさえ法律の沈黙の中で——再婚することができた。⁽¹⁰⁾ 離婚は、夫婦財産の分離、共有財産または後得財産共通制⁽⁷⁾ (特約)の解消を伴った。心神喪失、精神錯乱または発狂以外の者の責任となる理由で、夫の申立てた離婚が認められた場合には、妻は、共有財産または後得財産共通制(特約)におけるすべての権利および利益を失う。婚姻を原因とする、または婚姻中の贈与は、無効のままであった。⁽¹¹⁾

立法委員会は、一七九三年の草案で、一方だけが利益を受ける場合には、原告ではない配偶者の利益のために、例外を認めることを提案した。しかし、国民公会はこの例外を排斥し、⁽¹²⁾ 配偶者の一方または双方に利益をもたらすあらゆる約定は、離婚によってすべて無効となる、と議決した。

——子供に関しては、国家にその養育を委託するために、配偶

者から子供を引き離そうという提案があつたが、一七九二年の立法者たちは、離婚の様式に従って、離婚した父親と母親にその監護を委ねることにした。双方の同意または、性格の不一致による離婚の場合には、娘は母親に、七歳以上の息子は父親に、それぞれ引き渡されることとした。⁽¹³⁾ 法定原因による場合には、家族裁判所が引き渡しを決定する。⁽¹⁵⁾ 子供たちは、扶養料を受ける権利、及び相続権を含むすべての権利を保有する。彼らは、自分に関りのない、また責任もない行為の犠牲者であつてはならない。

離婚が、かくも容易に、また心をそるようになされたので、革命家たちは、離婚を(夫婦)分離の唯一の方法とした。⁽¹⁶⁾ もはや、夫婦別居(制度)は、存在しない。すなわち、もはや、夫婦別居制度の存在理由はない。教会に反抗する立法者たちは、夫婦別居制度を断罪した。立法者たちは、小心な夫婦が受け入れることができる種の妥協に止どまらずに、極端な方法を市民に強制しようとした。すなわち、苦痛に満ちた夫婦の共同生活を続行するか、あるいは、完全な自由を得るか、である。

第六節

一七九二年九月二〇日のデクレは、以上のようなものである、ところが、一七九三年になると、立法者は、さらに先に進もうとした。理論は、極端になり勝ちなものである。民法草案においては、一七九二年のデクレを再録するだけにしようとする立法委員会の意見をこえて、(事態は) 進行した。国民公会は、夫婦の意思のみにより、かつ、(離婚) 原因の表示なしに、夫婦のそれぞれが離婚することができるのであるから、(離婚) 原因の(法文における) 列挙は無用であり、また法定原因の引用は、束の間の弱みをもった配偶者の名譽を傷つけ、その過失を公けのものにし、かつ、その者が新たな婚姻を結ぶことを妨げる、と考えた。ブランーグランブル、テュリオおよびラクローワの提案に基づき、国民公会は、原因の列挙(方式)を採用しなかつた。⁽¹⁷⁾ 道徳性の名の下に、次第に、婚姻による結びつきは弛緩していった。すなわち、単なる性格の不一致による離婚が認められたのであるから、その事態は、避けられない結果であつた。

列挙された原因が削除された後には、一七九二年の(デクレの定める) 期間は、余りにも長いこと、良俗に反すること、

かつ、醜聞を広めるに好適であることが問題となり、さらに財産管理に当る者に夫婦共有財産を減ずる機会を与える、と(論難されるに) いたつた。⁽¹⁸⁾ 離婚の方式を簡単にした後、その手続を簡略化することに努めた。民法典(の制定) を待ちながら、再婚をしようとする離婚配偶者に課せられる期間を廃止し、または短縮した。夫は、直ちに、新たな婚姻を、妻は、一〇ヶ月を経たる後にそれを締結することができる(共和歴二年霜月八日のデクレ)。これは、一七九二年のデクレに反し、夫婦間の不平等を定める規定であつた。次いで、原因の列挙の廃止がいまだ審議されなかつたので、共和歴二年花月四日のデクレ(一七九四年四月二八日) によつて法定原因は改正された。離婚が認められるためには、公署証書(acte autentique)、または公知証書(wolonté publique) により証明された六月の不在または遺棄で十分であつた。⁽¹⁹⁾ 「共和国の役務のために彼らの住所から遠く離れた祖国の兵士および公職にある者の妻は、この新たな自由を享受することができた。ただし、「この妻の権利の行使を定めるすべての規定は、その夫の帰還までの暫定なものにすぎない。」⁽²⁰⁾

従って、離婚はいまや可能なかぎり短期間で、一方または双方の意思のみで成立することになった。《解消不可能な拘束は、個人の自由の消滅となる》から、自由に対する熱望及び、すべての社会的關係を、契約とつねに変転する人間の意思に置く法理論は、婚姻の絆を緩めることになってしまった。しかしこれは、無知あるいは狂信的なカトリック教徒たちが信じようとしたように、国民の習俗も計画的に腐敗させるためではなく、逆に、不幸な結合を解消し、夫婦別居という世俗的な妥協が行なわれている社会で生じるかくれた醜聞を廃絶することによって、習俗を改良しようというものであった。確かに、革命家たちは、彼らの心を駆り立てた躍動、アンシヤン・レジームを擁護しようとする者の執拗な抵抗、及び新法の勝利をめざす不断の闘争への専念、これらのためにかえて彼らは致命的な行き過ぎに陥ったのである。彼らは、契約理論の許容する範囲をはるかに越え、また良俗の擁護と、幸福の追求に必要なものをも逸脱してしまった。醜聞を余りに隠そうとし、夫婦間における専制を破壊しようとしたために、彼らははしだいに、奇妙な方法による離婚を容易に認めることとなった。従って、大都市とくにパリでは、一七九二年

および九四年デクレは、多くの夫婦に新しい展望を聞くことになった。離婚には、一七九二年の法律を待つまでもなかった。⁽²¹⁾この法律が審署されるやいなや、予想を上まわる夫婦がその特典を要求した。多数の亡命者の妻が、国に没収された (sequestres) 共有財産の妻の持ち分を取り戻すために、離婚を申し立てた。⁽²²⁾他の多数の妻も出征中の夫の不在によって利益を得た。共和歴二年花月四日のデクレと、ジャコバン派の没落後、あらゆる制約から解放された熱情が、自由に猛威を振った時、革命期の諸法律は、都市とくにパリに侵入しつつあった腐敗の激流を、加速させるためのはずみとなった⁽²³⁾だけであった。⁽²⁴⁾幸いにも、農村はこの悪弊の伝染を免れた。⁽²⁵⁾

本号の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、一九六〇年)、J・ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)『フランス革命年代記』(日本評論社、一九八九年)、Grand Dictionnaire universel du XIX^e siècle, Paris, による Petit Robert II. S.N.L.-Le Robert, 1980. を参照した。

訳文中、() を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではない。

また、本研究会に本学文学部教養課程の貴田晃助教授が加わった。

原注

- (1) *Moniteur*, réimpr., XI, 404.
- (2) 一七九二年九月一三日における、委員会の報告者であるロビン (Robin) とセチエホ (Sediliez) その間の論争 (*Journal des Débats*, XI, 241, 33set 339)°。一七九二年九月二六日の立法委員会へのセチエホの手紙。Archives nationales (以下 Arch. nat. と略す) D III, 361 (Appendice)°。—キョトカステルは、委員会案を承認した *Journal des Débats*, *ibid.*
- (3) *Maille, Journal des Débats*, *ibid.*
- (4) Thuriot, *Journal des Débats*, *ibid.* ダントレーグも、*“Observations”* (四七ページ) で家族裁判所を認めていない。「このような制度は、習俗が正しい国民の間でしか存在しない。家族裁判所は、習俗の代りとなる唯一の拘束、つまり世間に公表されることに対するはばかりを、取り除くことになる。」
- (5) 離婚に関する一七九二年九月二〇日のデクレ、第一章、第一条—第四条、
- (6) 一七九二年九月二〇日のデクレ、第二章、第八—一四條。
- (7) 同デクレ 第二章第一—七條。
フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(6)
- (8) 同デクレ 第二章第一五—二〇條。
- (9) 同デクレ 第三章第一条。
- (10) 同デクレ、第三章、第二—三條。
- (11) 同デクレ、同章、第四—六條。
- (12) *Projet de Code civil*, liv. I, tit III, art. 19.
- (13) *Procès-verbal de la Convention*, 24 août 1793.
- (14) 前掲デクレ、第四章第一条
- (15) 同デクレ、同章、第二条
- (16) 同デクレ、第一章第七條 (マッサン議員の提案参照の *voir* Arch. nat., ADXVIII C. 162, マッサン議員は、次のように、夫婦別居制度の廃止を提案した。「夫婦別居制によって押しつけられる強制された独身制度を廃止すべきである。」)
- (17) *Moniteur*, XVII, 532-533, août 1793. 原因の列挙を採用しなかったデクレは、民法典(の草案)に含まれているために、施行されていなか。
- (18) Oudot, Arch. nat. AD XVIII c. t. 325, pièce 26 (27 *germinal anII*),
- (19) 共和暦二年花月四—九日のデクレ、第一条、および第三條。
- (20) 同デクレ、第四条
- (21) 共和暦二年花月四日のデクレ(第八條)は、一七九二年九月二〇日のデクレ以前でも、離婚は民事契約にすぎないという原理に従って、公署の方式により申告にもとづき認定された離婚を認めた。
- (22) この事例は余りに多数にのぼったため、内務大臣ロ

② ランは、一七九二年一月に、立法委員会に、亡命者の妻に対する法律の適用の一時停止を要請した。(Arch. nat., D III 361)

(23) ヴァンソンの書簡。Arch. nat., D III, 361. (本書の付録にあり)。同様の事例は、元老をよび五百人評議会の報告にも引用されている。

(24) 一七九三年一月一日から一七九五年六月一七日まで、パリでは、五九八七件の離婚があった。参照。モリス・ムートヴァール、「革命期における離婚」Maurice d'Anteuville, *La divorce pendant la Révolution, Revue de la Révolution*, 1883, 2^e vol., pp. 206, 473. *Décade*, 28 juin 1796.

(25) 「裁判所がこの事実を証明している」とホルタリスが述べている。Fenet, IX, p. 257.

訳注

① 正式名称は、民刑事立法委員会 (Comité de législation civile et criminelle)。因みに、憲法制定議会時代には、刑法典制定にあたる刑事立法委員会 (Comité de législation criminelle) がおかれた。実質的な民法典編纂事業を開始したのは、国民公会時代におかれた民刑事立法および封建制度委員会 (Comité de législation civile, criminelle et de féodalité, 一七九二年一〇月一四日設置) である。野田・前掲書六三二頁、六一五頁 P. Sagnac,

La législation civile, p. 48.

② 原語は、*la loi civile*。一七九一年憲法典第二篇第七条は、「法律は、婚姻をただ民事契約としてのみ認める。……」と定められている。

③ Dumolard, (Joseph-Vincent), (一七八六—一八一九年) イゼール県のモト・サン・マルタンに生まれた著名な政治家で、右派中の第一級の雄弁家と称せられた。

④ 原語は、*concile*。これには、公会議 (*concile général* ou *oecuménique*) と各国ごとの教会会議 (*concile nation-* al) とがある。

⑤ un tribunal de famille, 一七九〇年八月一六—二四日のデクレで設けられた家庭内の法律問題の仲裁のための一種の親族会。tribunal domestique, conseil de famille, assemblée de famille, と呼ばれる。両当事者が、それぞれ二人ずつの仲裁人を親族の中から選んで構成する。決定に不服があれば地方裁判所に控訴できた。

⑥ Thuriot de la Rosière (Jacques-Alexandre) (生年不詳—一八二九年) ランスの弁護士。パリに出て、ステューエ攻撃に参加。立法、国民公会両議会の議員、過激派として国王裁判では即時死刑を要求。公会議長、公安委員を歴任。ロベスピエールと対立し、ロベスピエールの発言を封じる。その後司法職に就き、王政復古後は、リューシェに逃がれ、弁護士としてその地で没。

⑦ Société d'équité. 時として、夫婦財産分離制に含まれ

る条項であり、その効果は、夫により管理され、夫婦により実現される貯金を以て構成され、かつ、夫婦財産分批の解消のときに夫婦間で分配される共通の財産を作り上げることである。

- ⑧ Poulain de Grandprey (Joseph-Clement) (一七四四—一八二六年) ヴォージュ県リニエヴィルに生まれる。ミルクルのバイイ裁判所評定官。国民公会議員となり、国王処刑に関して執行猶予と人民投票にかけることを主張した。マラーの追放に賛成したため、土地問題委員会から外された。ジャコンパン独裁期を巧みに生き、テルミドール以後、リヨンに派遣された。五百人議会の議員として共和政を擁護し、ブリュメール一八〇日クーデタに反対して亡命。その後、ヌシャトー、トレーヴの控訴院長を受諾。復古王政期には、公職に就任しなかった。
- ⑨ Lacroix (Jean-François de) (一七五四—一七九四年) ユール＝エロワール県ボン＝トドマルに生まれる。弁護士、次いで、県総代、立法議会議員となる。ルイ一六世糾弾の一角を形成。一七九二年立法議会議長となり、国民公会議員にも選出され、議長となる。ルイ一六世処刑に賛成した。ダントンの友人。一七九三年革命裁判所創設に尽力。三月には、公安委員会委員となる。九四年三月三十一日、ダントンとともに逮捕され、四月二〇日処刑された。

- ⑩ Acte authentique 裁判所付属吏(例えば、公証人)によって作成された文書で、そこに記載されたもの(例えば、日付、届出の事実など)は、偽造の申立てがある

までは真実とみなされる。

- ⑪ Notoriété publique 周知の事実を証明する数人の申述に基づいて裁判所付属吏(公証人)または司法官(小審裁判所裁判官)によって作成される証書。

- ⑫ Rolland de la Platière (Jean-Marie) (一七三二—一七九三) リヨン近郊の没落婦属の出、船乗りになろうとするが、ルーアンで工場監督官に就く。ジャンヌ・フィリボン(後のロラン夫人)と出会いの八〇年に結婚、八年リヨンから国民議会へ派遣される、九一年夫婦でパリに出、ブリッソーに近づく、ジロンド派の女王と呼ばれる妻の力で、九二年内相、八月一〇日のちダントンとともに再入閣する、九三年王の処刑二日前に就任。ジロンド派追放の際、ルーアンに逃れるが、一月すでに逮捕された妻の死刑を聞き、自殺する。

(代表) 江藤价泰、会員 瓜生洋一、荻原貞正、貴田晃、白石裕子(外国出張中)